

村山市空き家家財撤去処分事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、村山市空き家バンク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の登録及び利用を促進するため、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、村山市空き家家財撤去処分事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内において個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃借等を行うことができる者をいう。ただし、市税を滞納している者を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家バンクに登録された空き家または登録が確定した空き家について、所有者等が家財道具の運搬及び処分を行う事業とする。

2 補助対象事業は、空き家バンク登録調査日以降に実施した事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を含む）に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。また、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(条件)

第5条 補助金の交付を受けて補助対象事業が行われたことがある空き家は、再び補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第6条 所有者等は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定にか

かわらず、村山市空き家家財撤去処分事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）により行なうものとする。

2 申請書は、空き家バンクの登録が確定した後に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る現況の写真
- (2) 補助対象事業の金額を確認できる書類（処分による領収書のみとなる場合は不要）
- (3) 市税及び水道料金、下水道料金の納付状況を確認するための同意書（様式第2号）
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、その旨を村山市空き家家財撤去処分事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の変更等）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が申請の内容を変更し、又は申請を取り下げるときは、村山市空き家家財撤去処分事業費補助金事業変更（取下げ）承認申請書（別記様式第4号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更を伴わない補助対象事業の金額等の変更とする。

3 市長は、第8条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、変更（取下げ）内容を村山市空き家家財撤去処分事業費補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、速やかに村山市空き家家財撤去処分事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）に次の書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (2) 領収書の写し（空き家バンク登録調査日以降のものに限る。）
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、事業の成果が交付内容の決定に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を交付決定者に村山市空き家家財撤去処分事業費補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、規則第15条の規定により額の確定を受けたときは、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。